

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和4年1月7日

世田谷区

1 件名

「世田谷区立鎌田区民センター内喫茶室運営事業者」および
「世田谷区障害者等授産体験実習事業運営委託（鎌田区民センター内施設）」

2 主旨および実施形態

(1) 主旨

世田谷区障害者等授産体験実習事業（鎌田区民センター内施設）は、世田谷区立鎌田区民センター内喫茶室を「就労を目指した仕事体験・実践的な就労訓練の場」として活用し、実際の施設運営業務を通じて作業スキルのみならず、社会人マナーの習得や責任感の醸成等、一般就労のための幅広い実務能力の向上を図ることを目的とする委託事業である。

委託事業の実施については、世田谷区立鎌田区民センター内喫茶室の運営と一体的に進める必要があることから、本プロポーザルにおいて、施設運営と障害者授産体験実習事業運営を同時に実施する事業者（以下、項目「3 施設運営概要」では使用者、項目「4 委託業務概要」では受託者という）を公募する。

(2) 実施形態

事業者は、区が所有する鎌田区民センター内喫茶室を使用し、自主事業として施設運営を行う。さらに事業者は、施設運営を通じて本事業の目的である障害者の就労支援を委託事業として実施する。

就労支援は2段階制とし、第一段階として仕事の体験実習を行い、本人の要望や適性に合わせて第2段階では一般就労を想定したより実践的な訓練を行う。

3 施設運営概要（自主事業部分）

(1) 施設運営の概要

- ①施設名称 世田谷区立鎌田区民センター内喫茶室
※令和4年1月現在、鎌田区民センターは改修工事中。
- ②所在地 世田谷区鎌田3-35-1 鎌田区民センター1階
- ③鎌田区民センターの開館時間 午前9時～午後10時（休館日：第1・第3月曜）
- ④施設内容 喫茶室：使用面積 72.84㎡
区民センター1階

(2) 施設運営業務の範囲

- ①行政財産の使用の許可の基準（世田谷区公有財産管理規則第23条）に該当する業務を運営すること。同23条に該当するものであれば飲食サービスに限らない。提案書で具体的に提案すること。
- ②区民センター運営に関すること（定期点検の立ち入りなど）。

(3) 施設運営の条件

- ①喫茶室使用許可の期間

初年度は許可日（4月予定）から令和5年3月31日とし、区が喫茶室を行政目的で直接使用、転用または廃止することがない場合は、令和9年3月31日までの期間において、1年毎に使用許可を更新する。

ただし、「世田谷区障害者等授産体験実習事業運営委託（鎌田区民センター内施設）」が終了する場合には、使用許可期間は原則として委託事業の終了年度末までとする。

②設備の修繕、取替え等の費用

a 躯体設備の修繕、取替えは原則として区の費用負担で行うが、使用者の責に帰する理由による損傷等の修復は、使用者の負担とする。照明の電球交換は使用者負担とする。

b 喫茶室の日常清掃等は使用者の負担で実施すること（区側で行う清掃は空調の定期清掃のみ）。

c 喫茶室の内装等は現状渡しとする。変更する場合は、使用者の負担で行うこと。なお、撤収時には原状回復を行うこと。

③物品等の取り扱い

a 物品等は、使用者の負担で用意すること。

b 以下の物品は、前使用者が使用していたもので、前使用者が次期使用者へ譲渡を希望している。物品の譲受けを希望する場合は、前使用者と直接協議の上、譲受けの有無の意思決定を行うこと。なお、有償無償については前使用者との協議による。

【譲渡を希望している物品】

業務用冷凍冷蔵庫、製氷機、業務用冷凍庫、家庭用冷蔵庫、洗濯機、レジスター、かき氷機、その他小物物品等

④運営時間、定休日について

a 運営時間は区民センターの開設時間に準じて設定すること。提案書で具体的に提案すること。区と協議の上、決定する。

b 定休日および臨時休業は、原則として以下の項目および至急の作業、点検等の場合に合わせるものとする。これら以外に定休日、休業日を設ける場合は提案書で具体的に提案すること。区と協議の上、決定する。

・区民センター休館日（毎月第1、第3月曜日）

・夏季休業（6日間）

・12月27日から同月31日まで

・1月1日から同月5日まで

⑤施設使用料、光熱水費の費用負担について

a 施設使用料は使用許可の際、算定した使用料（令和4年度分 年額1,805,916円）を原則として区へ一括して支払うものとする。使用料は年度毎に算定するため、令和5年度以降、金額が変更になる場合がある。ただし、世田谷区行政財産使用料条例第5条及び同規則第4条に定められた減免率の範囲内において、区が認めた場合は、施設使用料を減額又は免除する。

b 光熱水費は、電気、水道、ガスについて使用した分を、原則として毎月区へ支払うものとする。

⑥運営場所について

a 運営場所は、喫茶室とし、外看板等の設置は区と協議すること。

b 喫茶室の範囲外の使用は不可とする。

(4) その他、運営上に関する制限等

①使用者は、貸付物件を本事業の用途以外には使用できない。

- ②使用者は、貸付けに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は施設運営の委託若しくは名義貸し等はできない。
- ③使用者は、施設運営を直接行うものとする。
- ④防火管理者の選定、消防計画の策定や防犯対策について、使用者が自らの責任と負担において必要な対策を行うこと。また、建物全体で行う防災訓練（年2回）に参加すること。
- ⑤使用者は、施設に付帯する駐車場の利用はできない。ただし、物品の搬入など一時的な利用については事前に区と協議して許可を得ること。
- ⑥廃棄物については、法律に基づく資格を持った事業者と契約し、適正に処理すること。
- ⑦飲食サービス等で調理場を使用した場合には、使用毎に使用者がグリース阻集器の清掃を行い、管理記録票を作成し5年間保管すること。また、3年毎の保健所の立ち入り検査の際に提示すること。
- ⑧電話やインターネットなどを契約し敷設工事を行う際には、事前に区と協議すること。
- ⑨粉塵、騒音等、他施設・設備への影響が予想される作業については、事前に区と協議し、原則、区民センター休館日に行うこと。

4 委託業務概要（委託事業部分）

(1) 契約予定件名

世田谷区障害者等授産体験実習事業運営委託（鎌田区民センター内施設）

(2) 目的

上記2（1）参照

(3) 実施場所

世田谷区鎌田3-35-1 鎌田区民センター1F

※施設運営の所在地と同一

(4) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（予定）

※令和4年度の本事業に係る予算配当があることを条件とする。

※令和5年度から令和8年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

(5) 委託業務内容

- ①障害者の体験実習
- ②実習手当金及び実習交通費の支給
- ③障害者の実践訓練
- ④実践訓練手当金及び実践訓練交通費の支給

(6) 事業対象者

一般企業等への就労について支援を希望する障害者等。

【障害者】

おもに知的障害、精神障害、発達障害などの障害のある方（手帳を持たない方も含む）で、世田谷区障害者就労支援センターや就労移行支援施設、就労継続支援B型施設等の区内支援機関に在籍・登録のある方。

【その他の対象者】

実習者、実践訓練者の定員が障害者で充足しない場合は、以下に該当する対象者の受け入れについて区と協議すること。ただし、受け入れる場合であっても受け入れ

人数の障害者の割合は50%以上とすること。

- ・さまざまな理由で働きづらい状態にある方(生活困窮者、生きづらさを抱えた若者、ひきこもり、高齢者等)で、ぷらっとホーム世田谷やメルクマールせたがや、せたがや若者サポートステーション等の区内支援機関に在籍・登録のある方。

(7) 業務運営体制

- ①受託者は、委託事業の執行に際し、事業実施場所に従事員として責任者及び指導員を配置すること。
- ②受託者は、その従事員の異動については速やかに区に報告すること。
- ③受託者は、その従事員の業務指導、教育訓練を行い、従事員の行為、風紀、衛生、勤務規律等に関し、一切の責任を負う。

(8) 休業日

委託事業の休業日は、原則として「3(3)④運営時間、定休日について」と同様とする。ただし、区が必要と認めた場合は、臨時に変更することができる。

5 参加資格要件

申し込み時点において、次の(1)から(6)までの要件を全て満たす者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日23世経理第709号)に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- (6) 障害者に係る支援の実績があること。

6 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付する。

7 提案書を特定するための評価基準

(1) 施設運営に関する提案

- ①業務実績
- ②運営管理体制
- ③直近の経営状況・事業状況
- ④事業計画
- ⑤収支計画
- ⑥サービス改善の取り組み

(2) 委託業務に関する提案

- ①実施体制に関する事項
- ②同種・類似業務の実績
- ③実施方針等

- ④事業運営に関すること
 - ⑤障害者の体験実習
 - ⑥障害者の実践訓練
 - ⑦見積金額及び内訳
- (3) 施設運営と委託業務の連携に関する提案
- (4) その他（独自の提案、その他PRしたいこと）

8 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 障害福祉部 障害者地域生活課 担当：碓井、小出

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

TEL：03-5432-2425、FAX:03-5432-3021

E-mail：sea02084@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和4年1月7日（金）～令和4年1月20日（木）

（土日・祝日・年末年始を除く、午前8時30分～午後5時まで）

場所及び方法：(1)での窓口配布、又は区ホームページからダウンロードに限る。

区ホームページ → 福祉・健康 → 障害のある方 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和4年1月20日（木）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和4年2月18日（金）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

9 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に5の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

- (13) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (14) 詳細は実施要領兼説明書による。